### 令和7年度採用

# 白老町職員採用試験 募集要領

下記のとおり白老町職員を募集します。

白老町では主体的に能力を発揮し地域や組織に貢献できる方を求めています。

白老町の求められる職員像 ~ 「気づき、考え、行動する職員」~

募集職種:学芸員

業務内容:白老町元陣屋資料館の発掘調査に従事していただきます。

受付期間:令和7年9月8日(月)~令和7年9月23日(火)

試験日程:令和7年10月1日(水)

## 1 採用職種及び受験資格

採用職種	受験資格	採用予定人数
学芸員	<ul> <li>(1)学校教育法による高等学校以上若しくはこれと同等の学校等を卒業した方</li> <li>(2)採用後、白老町内に居住可能な方</li> <li>(3)普通自動車免許を取得又は採用日までに取得見込みの方(AT限定可)</li> <li>(4)学芸員資格を有する方</li> <li>(5)発掘調査の経験を有する方</li> </ul>	1名

#### ★地方公務員法第16条に規定されている下記のいずれかに該当する方は受験することができません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 白老町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた方
- (4)日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊すること を主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 2 採用年月日

採用予定年月日

令和7年11月1日~12月1日(応相談)

## 3 試験日時、会場

	試験日時(予定)	会場		
面接試験	令和7年10月1日(水)	白老町役場(白老町大町1丁目1番1号)		

## 5 給与の概要

令和7年4月1日現在の給与は下記のとおりです。

初任給(参考)						
職種	区分	経験年数	給料表	給料月額		
学芸員	18歳・高校卒	無し	行政職(一)	188,000円		
	22歳・大学卒	無し	行政職(一)	220,000円		
	30歳・大学卒	8年	行政職(一)	269, 300円		
※初任給は従事していた職務内容、期間など勘案した上で、前歴がある場合は加算されます。						
その他の手当	給料の他に期末・勤勉手当(6月、12月)、寒冷地手当(11月~3月)、支給要件に該					
	当する場合は、休日勤務手当、消防業務手当、隔日勤務手当、夜間勤務手当、各種出動手					
	当、通勤手当、扶養手当、住居手当などの諸手当が支給されます。					
勤務時間	①8時30分~17時15分(昼休み1時間)					
	②土日・祝日・年末年始は休み(勤務体制による)					
休暇	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇(夏季・結婚・出産等)					
条件附採用	原則として採用後6か月間勤務し、その間その勤務を良好な成績で遂行したときに正式採					
	用となります。					

### 6 受験申込手続き

#### インターネットによる申込

#### (1)受験申込手続き

- ①受験申し込みは、白老町ホームページから申込サイト(公務員採用専用サイト/パブリックコネクト)にアクセスして行います。募集案内及び申込サイト上の画面の指示に従って、受付期間中に下記の手続きをすべて完了してください。
- ②初めに、申込サイトへの「会員登録」を行ってください。登録時に設定するパスワードは、 必ず控えてください。
- ③「会員登録」の完了後、申込サイトに作成されるマイページにログインして「プロフィール登録」を行ってください。
- ④「会員登録」、「プロフィール登録」の完了後、申込サイトの各試験区分から受験申込みを行ってください。

#### (2)受付期間 令和7年9月8日(月)~令和7年9月23日(火)

上記の期間中に、「(1)受験申込手続き」を完了してください。(期限厳守)

#### (3)受験票の交付

「(2) 受付期間」の終了後、申込手続きを完了した方に対して、登録されたメールアドレスあてに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。試験の3日前までに電子メールが届かない場合には、必ず総務課行政監理室へ電話にて問い合わせてください。

照会・提出先:〒059-0995

白老郡白老町大町1丁目1番1号

白老町総務課行政監理室

**雷**:0144-82-4277 (総務課直通)

# 7 その他

(1) 身体に障がいのある方で受験できる方は、活字印刷文による出題に対応できる方です。 また、試験当日の受験に際して、車いす等を使用の要望がある方は、事前にお知らせください。

(2) 必要な経験や資格等の虚偽が判明した場合は、合格・採用を取り消します。